

# 温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第2回

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 足立治郎

## 環境税 1 — 民主党選挙公約と2009環境省案

民主党は、参院選前の成立を目指していた地球温暖化対策基本法で「地球温暖化対策のための税について、平成23（2011）年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う」としていた。参院選での民主党大敗後、環境税（地球温暖化対策税）はどのようなのだろうか。

環境税はCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の排出を抑制するため、化石燃料に課される税である。民主党政権となり昨年11月に出された環境省案の骨子は表1の通りとなっている。ガソリンにのみ上乗せで課税されるのは、民主党の選挙公約である1ℓあたり約25円のガソリン税暫定税率廃止とセットになっているためだ。

自民政権時代にも、環境省は環境税導入に向けて制度案を示してきた。それに対し、環境税に前向きであった経済同友会は「既存エネルギー税の見直しに踏み込んでいない、温暖化対策の財源確保を主目的とした増税案」

として反対を表明してきた。今回は既存のエネルギー税の見直し（減税）とセットとなった。石油石炭税や揮発油税といった既存のエネルギー税の徴税システム活用も打ち出されている。民主党の温暖化対策・環境税への積極姿勢もあり、確かに導入に近づいた案といえよう。しかし乗り越えなければならない課題は少なくない。

第一に環境面の課題である。暫定税率廃止とセットであるため環境税が導入されてもガソリン1ℓ当たり約5円減税される。環境省の試算では、暫定税率廃止と環境税の導入で関東在住の2人以上の世帯では、自動車保有の場合に負担が1年間で1745円増加するのに対し、非保有世帯の負担は4069円の増加としている。公共交通機関から自動車へのシフトを促し、温暖化を促進しかねない。

第二に、社会面の課題である。環境税は、低所得者ほど収入に占める税負担の割合が大きくなる税であり、低所得者への配慮が課題となる。環境省案は税収使途となる歳出・減税で対応するとしているが、具体性に乏しい。より詳細な対応策を示すべきである。

第三に、経済面の課題である。たとえガソリンは減税されても、ガソリン以外の化石燃料は増税となるので、産業の国際競争力に不公正な形で悪影響が加わりかねない。環境省案は、特定産業分野への配慮を行うとともに、国内排出量取引制度が導入される際は、対象業者への負担軽減措置も検討するとしているが、詳細な内容の提示はない。このままでは企業・経済界の賛意を得ることは容易でない。

第四に、税収の使途の課題である。環境省案では、年間約2兆円の税収が環境税によって見込める。現在日本政府の温暖化対策予算は年間1兆2000億円程度にすぎない。環境税による税収を十分に精査することなく温暖化対策に充てれば、非効率に使われることが懸念される。

これら課題の解決策を、9／2号で考える。

環境省の2009年の環境税案の概要	
税率課税の仕組み	1 原油・石油製品・ガス状炭化水素・石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税（石油石炭税の納税システムを活用） 【原油・石油製品】 2,780円/キロリットル（3,900円/炭素トン） 【ガス状炭化水素】 2,870円/トン（3,900円/炭素トン） 【石炭】 2,740円/トン（4,303円/炭素トン） 2 ガソリンは1に加え、ガソリン製造者等の段階で課税（揮発油の納税システム活用） 【ガソリン】 17,320円/キロリットル（27,380円/炭素トン）
税収額	総額約2兆円 1 全化石燃料への課税1兆円強 2 ガソリンへの上乗せ課税1兆円弱
軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「製品原料としての化石燃料（ナフサ）」「鉄鋼製造用石炭・コークス」「セメント製造用石炭」「農林漁業用A重油」は、免税</li> <li>●その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮は、使途となる歳出・減税で対応</li> <li>●国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担軽減措置を検討</li> </ul>
使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない</li> </ul>

出典：「地球温暖化対策税の具体案」（2009年11月、環境省）より作成